

IV 特定事業届等作成要領

1 特定事業届（様式第2号）記載要領

- ◇ 提出部数は、1部とする。
- ◇ 申請書類はフラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【届出関係】

(1) 特定事業場の位置

特定事業場の所在地を記入するとともに事業場に係る地番を全て記載すること。（別紙で記載することも可能。）

(2) 特定事業場及び特定事業区域の面積

実測の求積図等を添付すること。

(3) 特定事業に供する施設の設置計画

1/500程度でA2又はA3の大きさを図面を作成しその位置を明示すること。（土砂等の搬入路、排水溝及び排水柵等（特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）の施設の位置を明示すること。）

(4) 現場管理責任者の氏名

施行規則第26条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(5) 特定事業に使用される土砂等の量

土砂等の量を積算した計算書の量を記載すること。各土砂等の採取場所からの搬入予定量の合計におおむね合致すること。

(6) 特定事業の期間

特定事業を行う期間を記載すること。

(7) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

別紙に記載すること。なお、搬入経路を位置図等に記載すること。

(8) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置

1/500程度の平面図に特定事業区域の傾斜等が分かるよう表示するとともに、排水溝、排水柵（必要に応じた数を設置すること。）等を記載し、特定事業区域から排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置に配慮した工事の工程、工法等を記載した図面とする。

(9) 1/500程度で特定事業区域から当該区域外までの排水の措置及び経路等を記載した図面

【添付書類関係】

(10) 届出者の住民票の写し等（法人の場合にあつては、登記事項証明書）

3ヶ月以内に発行したものに限る。

- (1 1) 特定事業場の位置図
1 / 50, 000程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。
- (1 2) 特定事業場の付近の見取図
1 / 500程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。
- (1 3) 特定事業場の平面図及び断面図
形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。
(原則として1 / 250~1 / 500の図面とする。)
- (1 4) 特定事業場の土地の登記事項証明書
3ヶ月以内に発行したものに限る。
- (1 5) 特定事業場の公図の写し
特定事業区域等を明示し、特定事業区域及び隣接地の地目、地積、所有者等を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者氏名を記載すること。
- (1 6) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面
土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防除措置等の各項目について具体的な対策等を記載するほか、許可申請前に道路管理者と事前協議を実施し、搬入経路の損壊復旧対応等について具体的に記載すること。
- (1 7) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合の当該行為に該当することを証する書面
当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあつては、申請書の写し(提出先の受付印のあるものに限る。)とする。
- (1 8) 条例第12条に規定する周辺住民、特定事業場に隣接する所有者その他利害関係を有する者に対し当該特定事業の概要等を説明した場合、内容及び結果等を記載した周知内容等報告書及びその周知の際に使用した資料を提出すること。
- (1 9) その他
 - ア 1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
 - イ 検査試料採取調書、計量証明書、賃貸借計画書及び許認可等の通知書等は原本を確認するので、原本を持参すること。

2 土砂等搬入届(様式第7号)記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 土砂等の採取場所1か所につき1通作成すること。

(2) 同一採取場所の場合は、5,000m³までごとに1通作成すること。

(3) 土砂等の搬入予定量

1つの採取場所からの全体量を記載し、今回の届出に係る搬入量は5,000m³以下であること。

(4) 土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

(5) 添付書類について

検査試料採取調書、計量証明書、土砂等発生元証明書及び売渡・譲渡証明書は原本を確認するので、**原本を持参すること。**

土砂等の採取場所から特定事業場までの搬入経路図を提出すること。

3-1 土砂等発生元証明書（様式第8号）記載要領

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 土砂等発生元証明書の宛名

土砂等の埋立て等を行なう事業者となる（一時堆積特定事業場を経由する場合には、一時堆積特定事業者又は埋立て等事業者となる。）

(2) 当該工事等にかかる土砂等発生量

当該工事等施行場所から発生する総予定量を記載し、かっこ内に当該発生場所から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

(3) 今回の証明に係る土砂等の量

処分契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（1度に最高5,000m³までが記載されていること。）

(4) 発生土砂等運搬契約書

土砂等の発生場所から該当特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

3-2 検査試料採取調書（様式第9号）記載要領

※ 実際に検査試料の採取を行なった者が記載するものであること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

(2) 当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行なわなければならない。（施行規則第15条第4項）

(3) 当該調書に係る計量証明は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

4 土砂等管理台帳（様式第10号）記載要領

※ 特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成するものであること。

(1) 特定事業に使用される土砂等の量

届出時に積算した、特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。

（変更のあった場合は、変更後の量）

(2) 土砂等の採取場所にかかる工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等にかかるものでない場合は、「〇〇会社土取り場」等採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

5 特定事業状況報告書（様式第11号）記載要領

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

(2) 今回報告書

報告に係る期間（6月間）に搬入された量を記載すること。

(3) 累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

6 特定事業水質検査等報告書（様式第12号）記載要領

※ 当該報告書には、採取した試料の検査試料採取調書（様式第9号）及び計量証明書を添付し、施行規則第19条の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

◇ 提出部数は、1部とする。

(1) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行なう水質検査は、別表に掲げる項目の区分に応じ、次に定める方法により行なわなければならないこと。（施行規則第17条第1項各号）

【別表に掲げる項目】

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法

(2) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書を作成するために行なう地質検査は、施行規則第18条第1項第2号及び第3号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ別表に掲げる測定方法により行なわなければならないこと。（施行規則第18条第1項第4号）

(3) 当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

(4) 当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を持参すること。

7 その他

(1) 定事業完了届（様式第14号）

◇ 提出部数は、1部とする。